

名取市水道事業公告第1号

名取市公有財産売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び名取市契約規則（昭和54年名取市規則第4号）第4条の規定に基づき公告する。

令和4年10月21日

名取市長 山田 司郎



1. 一般競争入札に付する事項

区分番号	物件名	初年度登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
040301	三菱 パジェロ	平成7年9月	2.83L	74,803km	140,000円	14,000円

※予定価格とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格（消費税相当額及びリサイクル料金を含む）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

※走行距離は、引渡しまでの間に増加する場合がある。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 名取市が定める名取市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKS I官公庁オークション関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 名取市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成20年名取市告示第121号）に規定する入札参加除外措置の要件に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 20歳以上の者であること。
- (8) 「3. 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3. 入札参加申込みの方法

(1) 仮申込み

入札参加希望者は、令和4年10月21日（金）午後1時から令和4年11月8日（火）午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより名取市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 本申込み

入札参加希望者は、上記（1）の仮申込みの手続きを完了した後、令和4年11月8日（火）午後5時までに所定の申込書等により名取市水道事業所水道総務係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

① 申込書等を郵送する場合

- ・送付先 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市役所 水道事業所 水道総務係
- ・受付 普通郵便で令和4年11月8日（火）消印有効

② 申込書等を持参する場合

- ・受付場所 名取市役所 水道事業所 水道総務係（市庁舎2階）
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ア. 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- イ. 誓約書
- ウ. 印鑑登録証明書
- エ. 法人の場合は登記事項証明書

※法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

(3) 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

- ① 申込書は、名取市水道事業所のホームページからダウンロードすること。
- ② 申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4. 契約条件を示す場所及び日時

- (1) 場 所 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市役所 水道事業所 水道総務係
- (2) 期 間 令和4年10月21日（金）午後1時から
令和4年11月8日（火）午後2時まで

5. 下見会

下見会参加希望者は、下見会前日の正午までに下記連絡先へ電話にて予約すること。

- (1) 場 所 宮城県名取市増田字柳田80番地 名取市役所
- (2) 日 時 令和4年10月28日(金) 午後2時から午後4時まで
- (3) 連絡先 名取市役所 水道事業所 水道総務係
電話：022-724-7136(直通)

※車体等の傷等及び搭載品の確認については、下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6. 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和4年11月22日(火) 午後1時から
令和4年11月29日(火) 午後1時まで
- (3) 開 札 令和4年11月29日(火) 午後1時

7. 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

8. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、名取市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 納付した入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が名取市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は名取市に帰属する。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10. 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、名取市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格の入札者を落札者として決定する。(最高価格の入札者以外の者を落札者とししない。)
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のK S I 官公庁オークションのログイン ID を落札者の氏名(名称)とみなす。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和4年12月6日(火)までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書の作成の要否

要す。

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とする。

(5) 売却代金の残金の納付

契約の相手方は、令和4年12月13日(火)午後2時30分までに売却代金の残金を、一括にて名取市の発行する納入通知書により納付しなければならない。また、納付を確認するために領収書の写しを名取市水道事業所水道総務係にファックスまたはメールにより送信しなければならない。

名取市水道事業所水道総務係

ファックス番号 022-384-9459

メールアドレス suidou@city.natori.miyagi.jp

12. 物品の引渡し

物品の引渡しは次の期間及び場所にて引渡すものとする。

引き渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、名取市は一切の責任を負わないものとする。

引渡し時には、「市有財産(自動車)受領書」を提出すること。

- (1) 引渡期間 売却代金の残金を納付した日から30日以内で両者が定める日
(土日祝日を除く)午前9時から午後3時
- (2) 引渡場所 名取市役所 敷地内

1 3. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを名取市水道事業所水道総務係に提出すること。
- (4) 落札者は自動車の引渡しを受けた後、必要に応じ車体文字等の消去を行うこと。消去後速やかに写真を名取市水道事業所水道総務係に提出しなければならない。
- (5) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出すること。
- (6) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (7) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1 4. その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 名取市は、売払物件の契約不適合責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名 称	名取市役所 水道事業所 水道総務係
所在地	〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80番地
連絡先	022-724-7136 (直通)